

議案第80号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和6年2月5日

提出者 墨田区長 山 本 亨

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第1項」の次に「、第6条第2項」を加える。

第2条第1項中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 公益社団法人墨田区シルバー人材センター

(6) 社会福祉法人墨田区社会福祉協議会

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後の職員の派遣に係る必要な手続、準備行為等は、同日前においても、この条例による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定の例により行うことができる。

(提案理由)

令和6年度以降に職員の派遣を予定しているため、職員の派遣先に公益社団法人墨田区シルバー人材センター及び社会福祉法人墨田区社会福祉協議会を加えるほか、所要の規定整備をする必要がある。